

# ロースクールに行こう!

## 〈裁判官・検察官志望者編〉



早稲田大学法科大学院は、裁判官・検察官を目指す方を支援します



文部科学省の

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムでも  
高い評価を受けた「挑戦する法曹」育成プログラム。

早稲田大学法科大学院は、

裁判官・検察官を志す方々を力強く支援します。



早稲田大学 法務研究科



# 早稲田独自の 「即戦力法曹育成コース」

高度な実務教育及び研究者と実務家による総合的学修の機会を提供することによって、より実践的な法律実務能力を涵養し、かつその技能を身につけることを目的とした「即戦力法曹育成コース」を新設します。本コースは、日本の司法制度の中核を担う人材を育成するコースです。高度な実務教育を行うコースとして、裁判官・検察官出身の教員や本学出身の裁判官・検察官との密接な交流を通じて即戦力法曹の育成を目指します。

コース科目群		コース科目
必修科目		○民事実務演習
選択科目	A群	○民事法総合研究 ○刑事法総合研究 ○要件事実特別演習
	B群	○リーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーション ○民事弁護実務 ○家事事件実務 ○刑事弁護実務 ○模擬裁判(刑事) ○臨床法学教育(民事) ○臨床法学教育(家事・ジェンダー) ○臨床法学教育(行政) ○臨床法学教育(労働) ○臨床法学教育(刑事) ○臨床法学教育(商事)Ⅰ ○臨床法学教育(商事)Ⅱ ○臨床法学教育(外国人) ○臨床法学教育(障害法) ○エクスターンシップ ○地方・公益系エクスターンシップ ○コモンズ・エクスターンシップ など

## ■実践的な教育を行う科目例

科目名	概要
民事実務演習	実際の事例に即して主張整理の技法を学修したのち、具体的な訴訟事案を利用して実地で演じてもらうことで、審理手続及び主張整理の具体的スキルを習得する。
民事法・刑事法総合研究	実務上よく生起し、訴訟実務に関する知識と実体法及び手続法に関する知識を総動員しなければ解決できない事例問題について、受講者は、様々な角度から調査し、自分の頭で考え、グループで議論・検討し、その結果についてプレゼンテーションを行う。その上で、クラス全体(学生間又は学生と教員との間)で質疑応答及び討議をし、実務家教員及び研究者教員が講評を加える。
要件事実特別演習	2年春学期の「民事訴訟実務の基礎」、3年春学期の「民事実務演習」での成果を基礎に、要件事実に関して応用性・汎用性のある考え方を獲得することを目的とし、特に民事実体法の解釈論との関係を意識した整理検討を行う。
臨床法学教育	裁判官、検察官となるにあたって弁護士実務を知っておくことは非常に有益である、特に民事、家事、行政、労働、刑事、及び外国人の各臨床法学教育では、実際の事件を扱い、研究者教員と弁護士教員の指導の下、学生自らが相談者から事情を聞き取り、相談、検討、書面作成等を行う。数ある法科大学院の中でも、最も充実した臨床法学教育となっている。
コモンズ・エクスターンシップ	法律事務所において、先輩実務家の指導の下、実際の事件を素材としたグループディスカッションやケーススタディを行う。法律実務家としての基本的なスキルを習得するだけでなく、法律家として生きていくことの楽しさ、可能性を体感する。
エクスターンシップ/ 地方・公益系 エクスターンシップ	法律事務所や一般企業、官公庁、NGO等の受入先において法律関連実務を実習し、「法」や「法律家」の役割を体感する。



## 「担当教員からのメッセージ」 内田義厚教授(元東京地方裁判所判事)



### 将来の法曹界を担う人材を育成

即戦力法曹育成コースは、高度で幅広い法的視野を持ち、現代の様々な法的課題に立ち向かうことのできる、優れた実務法曹を育成するためのコースです。実務における法的問題は、断片的な法的知識をつなぎ合わせるだけでは解決することはできず、実体法・手続法等の様々な側面からの検討が求められるものばかりです。また、これらの諸問題の解決に当たっては、裁判官・検察官・弁護士を問わず、グループによる協働が重要になります。そこで、このコースでは、模擬裁判や事例研究等の多様な体系的な養成プログラムを用意しています。このコースを通じて、将来の法曹界を担っていく人材が多く巣立ってほしいと念願していますし、また、このコースを目標に、多くの方が当研究科を目指してほしいと思っています。

## 現役の実務家から直接教わることができる

当研究科では、専任教員だけではなく、現役の裁判官・検察官・弁護士が、教員として実務系科目を担当しているため、より実践的な教育を受けることができます。また、当研究科では、定期的に、ベテラン実務家や当研究科修了生である若手裁判官・検察官による講演会・交流会を開催しています。少人数での勉強会が開催されることもあります。在学中から、裁判官・検察官を含む実務家と、直接交流する機会が豊富にあるため、より深く、実務の魅力や実際を知ることができます。

過去には、前最高裁判所長官、元検事総長等による講演会、若手裁判官による「裁判官と語る夕べ」などが開催されました。



裁判官と語る夕べ

## 修了後の充実したサポート

当研究科では、司法試験後、司法研修所入所までの期間にも、様々なサポートを用意しています。

教員や、若手実務家による講義・交流会により、裁判官・検察官志望者を含め、修了生の司法修習へのスムーズな導入を支援します。過去には、当研究科教員による「司法修習前セミナー」「司法修習に際しての導入講義」「司法修習に向けた思い出勉強会」や、当研究科修了生の若手実務家による「司法修習への準備講座」などが実施され、好評を得ています。

また、継続教育プログラムとして複数のプログラムを提供しています。司法修習に入る前に実務的感覚や法実務への関心と意識を高めるものや、実務家になった後に受講できる研究者、第一線の実務家によるリカレント講座等があり、各人のニーズに応じて選ぶことができます。



コモンズ・エクスターンシップ

継続教育プログラムの中には、修了生向けコモンズ・エクスターンシップ<sup>(※)</sup>や、リーガル・クリニックにおける修了生向けプログラム等、現役の実務家から直接指導を受ける機会が豊富にあるものもあり、実践感覚を養うことができます。

(※) 早稲田リーガルコモンズ法律事務所において実施される、実務家によるシミュレーション、講義、起家指導等のプログラム

なお、早稲田出身の裁判官には「稲門法曹会裁判官支部」、検察官には「稲門法曹会検察官支部」などの同窓会組織があり、それぞれ毎年総会・懇親会が開催されています。稲門法曹ネットワークは全国に広がっており、実務家になった後も稲門ネットワークは貴重な財産となるでしょう。

# 修了生メッセージ

## 医師から裁判官へ

私は、2005年頃、杏林大学病院割箸死刑事事件等の著名な医療訴訟が報道されて社会の耳目を集め、医療界においても医療と法の関係について関心が高まっていったことをきっかけに、医療者として法的専門知識を備えることで医療界に貢献したいと考え、法科大学院への進学を決意しました。早稲田大学大学院法務研究科に入学することにしたのは、同科においては未修者を中心としたカリキュラムが組まれており、非法学部出身者も多く、一から法律を学ぶのに最適な環境であると考えたからです。

早稲田大学大学院法務研究科においては、全ての講義において、「正解」は与えられるのではなく自ら考えて辿り着くものであるとする指導方針に則り行われているように感じました。講義を通じ、法律的知識のみならず法律的思考能力を涵養することができ、現在裁判官として職に臨む基礎を作ったと感謝しております。

司法修習生となった後、重責を担いながらも冷静かつ的確な判断をされていた指導裁判官に対して尊敬や憧れの念を抱き、また、中立的立場から自らの正義に基づいて判断を下すことができる職務に魅力を感じ、裁判官を志しました。

社会人経験を有する任官者として最も驚かされたことは、裁判所が組織として若手裁判官に対する教育を殊に重視し、先輩裁判官が時間・労力を大きく割いて後輩の指導に当たっていることであり、私も横浜地方裁判所通常民事部左席陪席として、合議・判決起案等を通じた先輩裁判官からの手厚い指導を受けると共に、民事専門部、刑事部における各種研鑽の機会が与えられました。また、英国における医療過誤訴訟を研究したい旨の希望から一年間の英国留学の機会も与えられ、医療過誤訴訟が抱える問題点、解決法についての理解を深めることもできました。

今後は、これら知識経験を裁判に活かしていければと考えています。

## 吉岡 正豊

2000年 慶應義塾大学医学部卒業  
2000～2006年 慶應義塾大学病院等勤務  
2006年 早稲田大学大学院法務研究科入学  
2009年 早稲田大学大学院法務研究科修了  
2009年 司法試験合格/新63期司法修習生  
2010～2016年 横浜地方裁判所勤務(2013～2014年 英国Warwick大学留学)  
2016年～ 高松家庭裁判所勤務



## 幅広い科目と熱心な指導、充実したAA制度 検察官として目指すべきもの

私は、幼い頃から、犯罪が起こる要因や加害者の心理に関心を持っていました。検察官という職業は、テレビ等を通じて知ったのですが、犯罪や被疑者・被害者等と向き合い、真相解明を図るという点に魅力を感じ、その道を志すようになりました。

早稲田大学大学院法務研究科に入学した動機は、幅広い科目が履修できることや、教員が指導熱心だと感じたからです。

当研究科での2年間は、レベルの高い仲間と刺激を受けながら学修に励むことができました。また、AA(アカデミック・アドバイザー)などのサポート制度が充実しており、学修に対する不安を解消することもできました。

検察官になつてからは、窃盗や殺人、性犯罪や組織犯罪など様々な犯罪の捜査や裁判(公判)に携わっています。今日、検察庁では、被疑者・被告人の再犯防止のため、福祉機関と協力し、今後の生活環境の調整を行ったり、児童虐待事案に関して、児童相談所等と連携しながら捜査や環境調整を行ったりするという新たな取り組みがなされています。私も、そのような取り組みを積極的にに行い、起訴・不起訴という終局処分を下すだけにとどまらない、より良い事件の解決を目指しています。

検察官の仕事は、重い責任が伴いますが、その分、やりがいのある仕事です。また、組織でもあるので、先輩や上司と相談し、知恵を出し合いながら、真相解明や事案の解決にあたることも検察官の魅力の一つだと感じています。

## 金光 玲衣羅

2011年 早稲田大学法学部卒業  
2011年 早稲田大学大学院法務研究科入学  
2013年 早稲田大学大学院法務研究科修了  
2013年 司法試験合格/67期司法修習生  
2014～2015年 東京地方検察庁勤務  
2015～2016年 大阪地方検察庁勤務  
2016年～ 静岡地方検察庁沼津支部勤務



## 将来を思い描く最適な環境、裁判官という選択肢

早稲田のロースクールでは、学生のうちからリーガルクリニックやエクスターンシップなど実務に関わることでできる授業が多くあり、将来のことを具体的に思い描くにはぴったりの環境ではないかと思えます。リーガルクリニックの授業では、法律相談にいられた方と面談し、どうアドバイスをしたら良いかを学生同士で議論して検討し、一定の解決策を提案するという、本来学生の立場では経験できない貴重な経験をすることができ、その後の修習、実務にも役立ったと感じています。

私は、修習中に、民事裁判官の仕事に魅力を感じ、任官することにしました。現在は、東京地裁の民事部に所属し、合議事件(裁判官3名で担当する事件)の主任裁判官として日々記録と格闘しています。

裁判官の仕事は、受動的なものと思われがちですが、当事者の主張を整理し、理解するために積極的に釈明したり、話し合いで解決する場合には、金銭面の解決にとどまらず、背景事情を踏まえて約束ごとを工夫してみたりと能動的に働きかけをすることも多々あります。判断を迫られる場面では苦しいこともありますが、裁判所が判断をするためには、当事者、代理人弁護士、合議事件であれば裁判部のメンバーなど様々な人の意見や考えを聞く機会があり、これらを吸収しながら経験を積むことができるのも裁判官の仕事の魅力ではないかと思えます。私も、もともと弁護士を志してロースクールに入学し、裁判官になるなど全く考えていませんでした。今は、裁判官なんて、と思っている方も将来の選択肢の一つとして考えてみてはいかがでしょうか。

## 内村 祥子

2009年 中央大学法学部卒業  
2009年 早稲田大学大学院法務研究科入学  
2012年 早稲田大学大学院法務研究科修了  
2012年 司法試験合格/66期司法修習生  
2014年～ 東京地方裁判所勤務

## 充実した学修環境と奨学金 検察官の職務と大きなやりがい

当初、自分のような他学部出身者がなじめるか不安でしたが、当研究科は、社会人や、他学部出身者など、多様なバックグラウンドを持つ人材を積極的に受け入れており、垣根がありませんでした。また、24時間利用できる自習室、教授やOBへの質問制度等を始めとする学修環境、奨学金制度などには非常に支えられました。

当研究科で学んだことの一つに、「自分が疑問に思ったことを徹底的に調べることの重要性」があります。この重要性は、検察官として働くようになった今、日々実感しています。検察官は、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することを職務の一つとしますが、その前提として「事案の真相を解明すること」が重要です。そのためには、目の前の事象に疑問を持ち、それを明らかにするために知力を尽くして徹底的に調査することが必要不可欠です。

検察官を志望した理由の一つには、検察庁で働く人に惹かれたことがあります。検察庁で働く人は魅力にあふれています。先輩は、忙しくても嫌な顔一つせず質問に答えてくれ、取調べや事件処理の様子も間近で見せてくれました。また、仕事が終われば、仕事の話題を離れて楽しく経験談を聞かせてくれました。後輩を大切にしてくれるため、法曹として成長する環境が整っています。また、真実を追求できることに惹かれました。検察官は、事件の背景から、事件後まで徹底的に捜査し、事件の全体像を明らかにできます。事件を一番知る被疑者から詳細に話を聞くことにより事案の真相に迫ることができます。被疑者は、様々な弁解をし、否認することがあります。その場合、検察官は、弁解が本当かどうかを慎重に捜査する必要があるのはもちろん、真実を話してもらえよう、被疑者と接することが大切です。その結果、被疑者が自白に転じると事件が大きく動き、さらなる事件の発覚につながることもあります。こうして事案の真相が解明できたとき、大きなやりがいを感じます。

## 菅原 奉文

2011年 早稲田大学社会科学部卒業  
2011年 早稲田大学大学院法務研究科入学  
2013年 早稲田大学大学院法務研究科修了  
2013年 司法試験合格/67期司法修習生  
2014～2016年 東京地方検察庁勤務  
2016年～ 神戸地方検察庁姫路支部勤務

